

# **農作業安全をめぐる情勢**

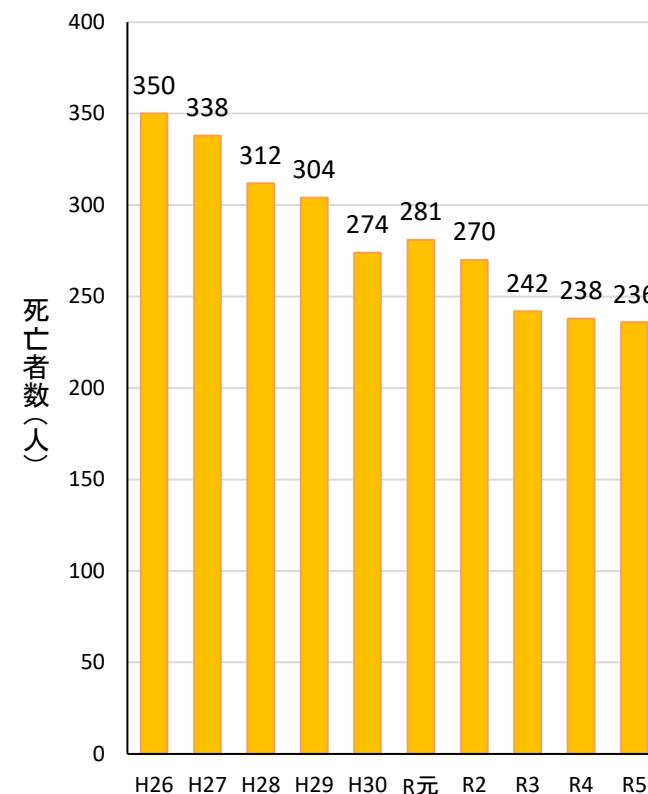
**令和7年8月  
農産局 技術普及課 生産資材対策室**

**農林水産省**

# 農作業死亡事故の発生状況

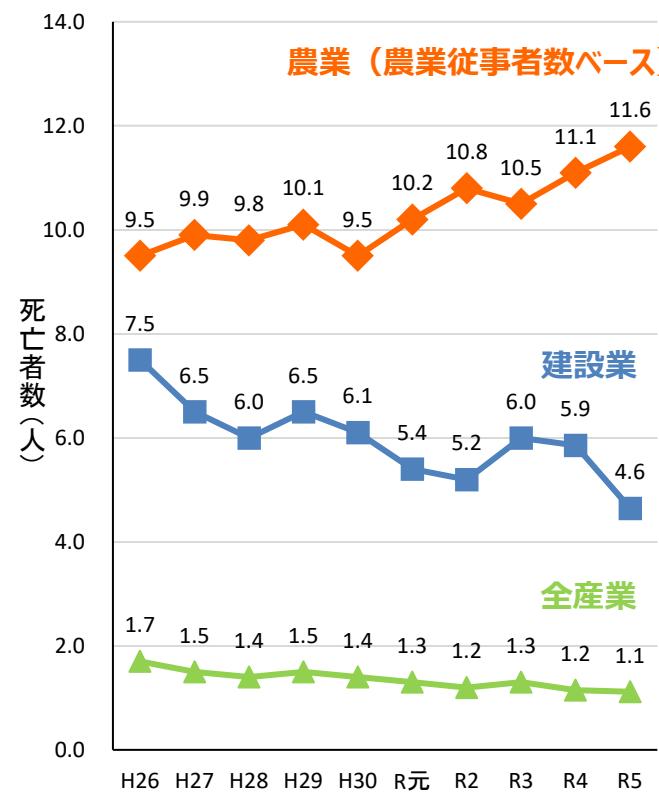
- 令和5年の農作業事故死者数は236人であり、前年（令和4年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が85.6%と極めて、高い水準で推移。

農作業事故死者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

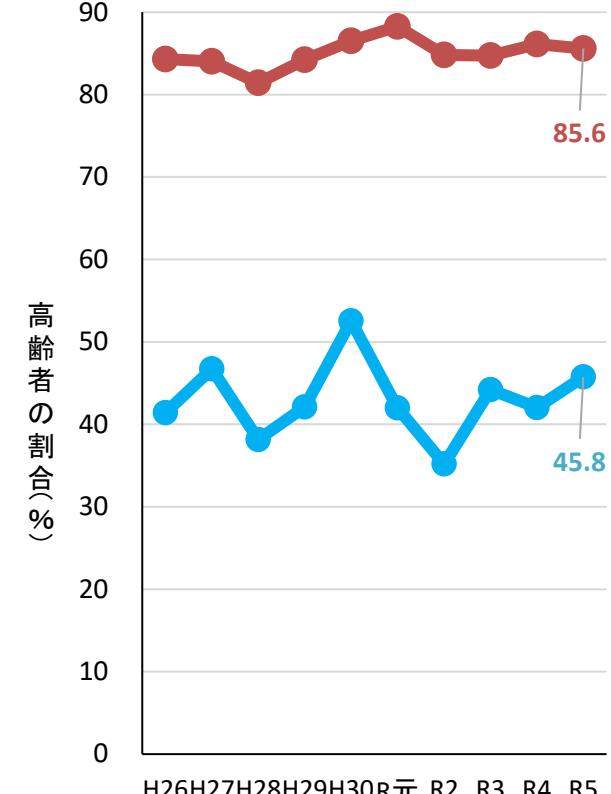
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）  
他産業：死亡災害報告（厚労省）  
就業者 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）  
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

死亡者における高齢者の割合



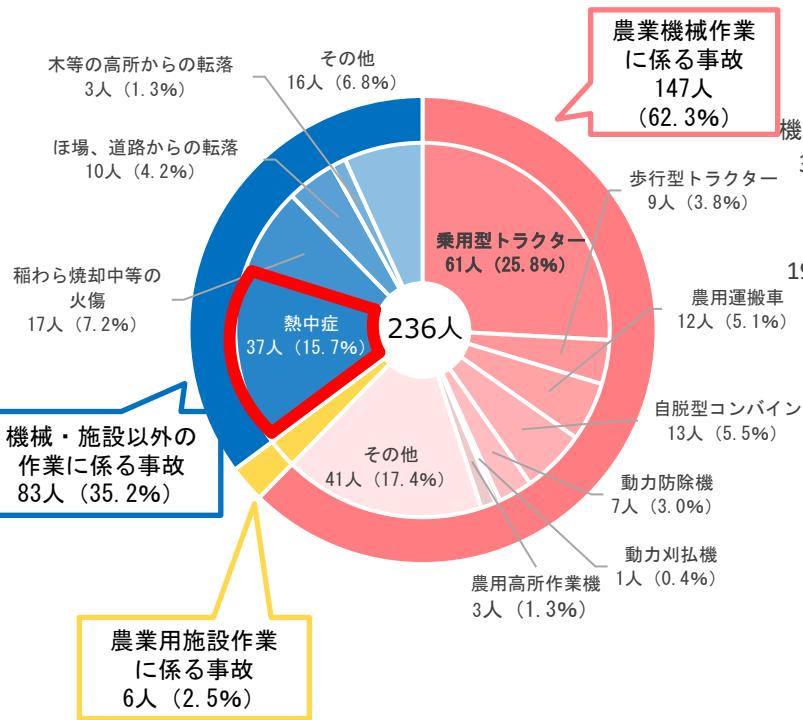
農作業死亡事故調査（農水省）

● 65歳以上の割合 ● 80歳以上の割合

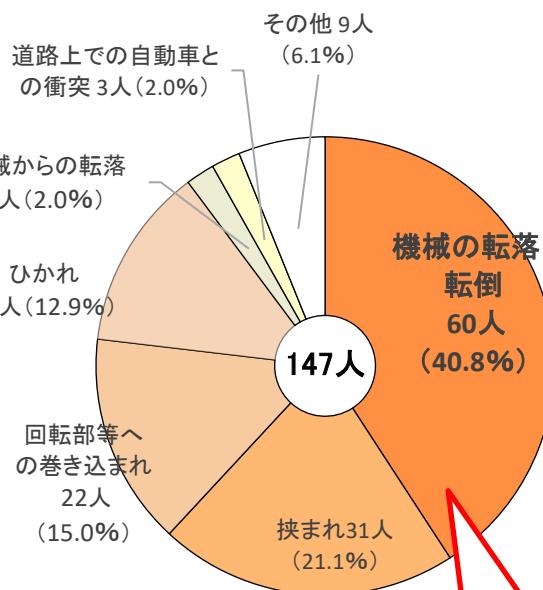
# 農作業事故発生の内訳①

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が147人（全体の62.3%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が60人（機械事故の40.8%）を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が37人（機械・施設以外の作業に係る事故の44.6%）と最も多い。

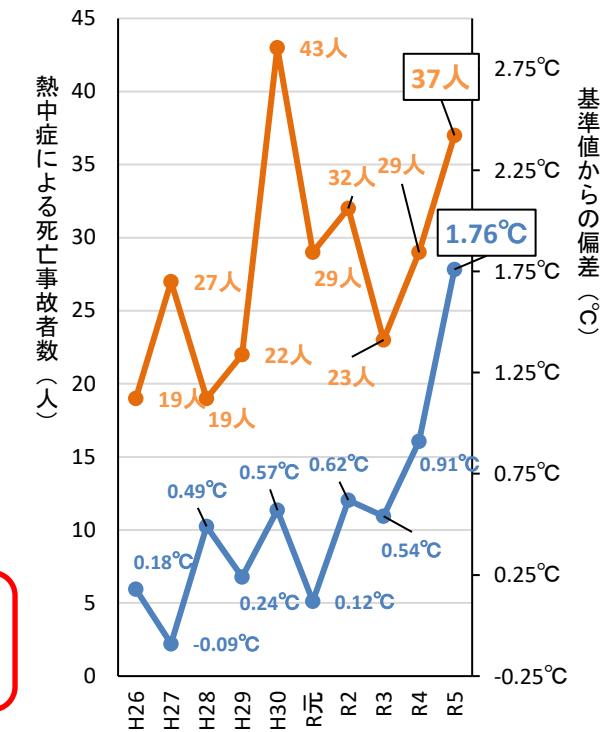
要因別の死亡事故発生状況(令和5年)



農業機械事故による死亡の要因（令和5年）



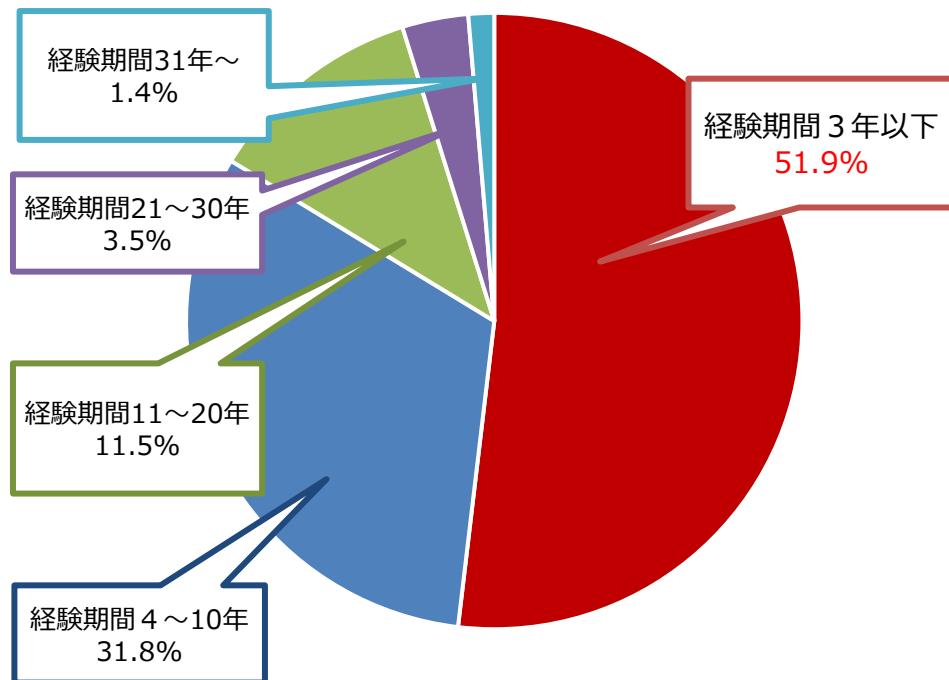
熱中症による死亡事故者数の推移と  
夏(6~8月)における平均気温の基準値からの偏差※  
(平成26年～令和5年)



## 農作業事故発生の内訳②

- 令和5年の労働者死傷病報告（厚生労働省調べ）の分析を通じ、労働者における農作業事故の発生割合は経験期間が3年以下の者が過半を占めていること、その年齢は50代以上で事故発生割合が高まることが判明。
- 農作業経験が短い者（未熟練農業者）の事故発生リスクが高いという傾向は、労働者ではない農業経営者であっても当てはまる可能性。

農作業事故の経験期間別発生割合（令和5年）



労働者死傷病報告（厚生労働省）を基に農林水産省で分析

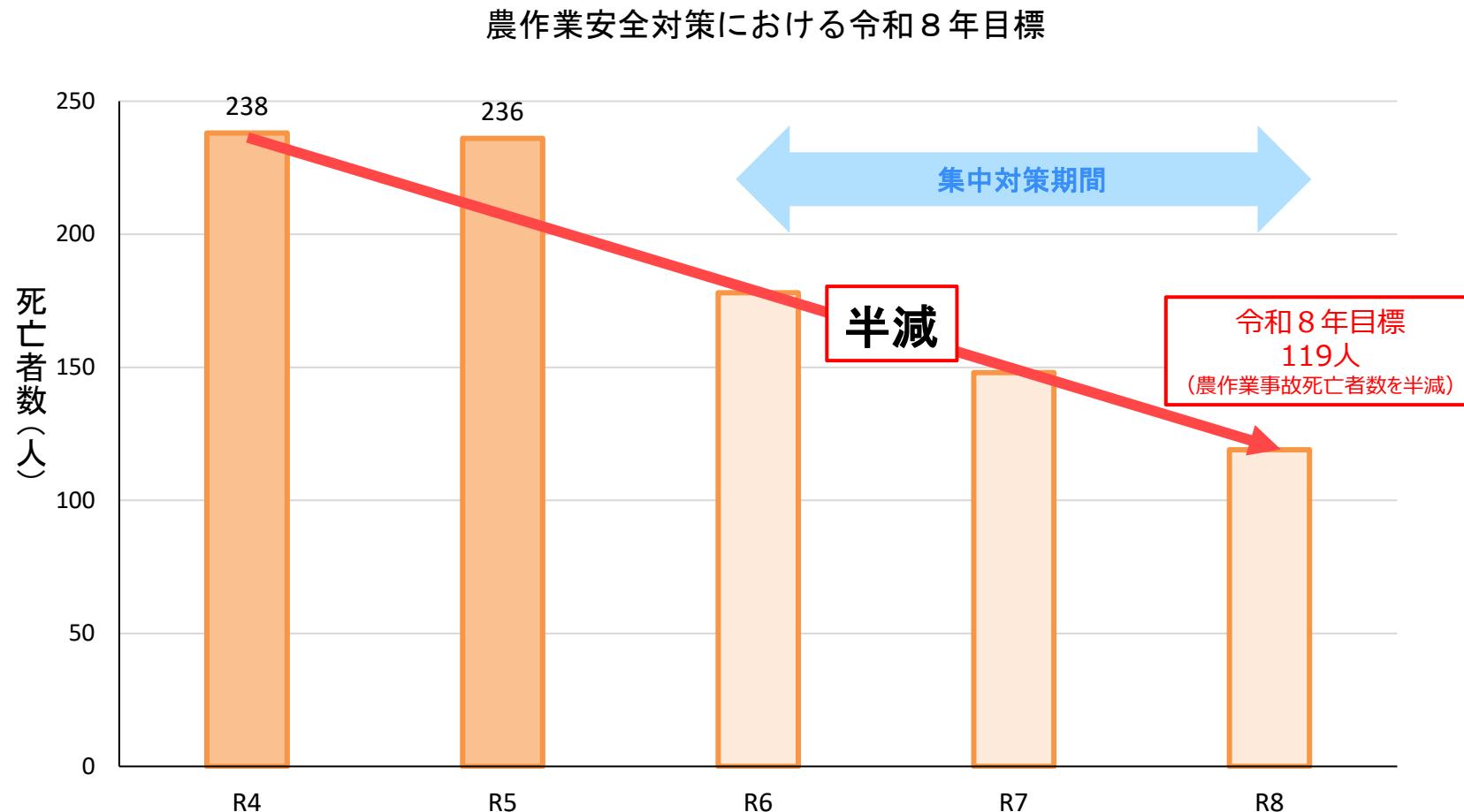
経験期間が3年以下の労働者における農作業事故発生割合（令和5年）

	29歳以下	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
経験期間3年以下の労働者における事故発生数(件)①	131	76	59	65	37	80
経験期間3年以下の雇用就農者(人)②	11,790	5,810	5,520	3,910	2,170	2,240
事故発生割合①/②	1.1%	1.3%	1.1%	1.7%	1.7%	3.6%

経験期間3年以下の事故発生数：労働者死傷病報告（厚生労働省）を基に農林水産省で算出  
新規雇用就農者：新規就農者調査（農林水産省）を基に、令和2年から令和5年の新規雇用就農者数の合計にて算出

# 農作業安全対策に係る目標について

- 就業者10万人当たりの死亡事故者数が増加傾向にあることを踏まえ、令和6年2月に、農作業事故死者数を令和6年度から令和8年度の3年間で令和4年の件数から半減（238人→119人）することを目標として設定し、集中的に農作業安全対策の強化を図ることとしたところ。



# 令和7年度の農作業安全対策の推進方針

## <重点推進テーマ> 学ぼう！正しい安全知識

～農業機械作業研修・熱中症対策研修の拡大と充実、未熟練農業者向け安全研修の実施～

<強化期間> 熱中症対策研修実施強化期間：令和7年5月1日～7月31日（3ヶ月間）

農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日～令和8年2月28日（3ヶ月間）

- <推進目標>
- ① 農業機械作業研修の回数の拡大と充実
  - ② 热中症対策研修の回数の拡大と充実
  - ③ 未熟練農業者向け安全研修の実施

## 主な取組内容

### 重点推進テーマに基づいた推進活動

- 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって、推進目標に即した研修を重視的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
熱中症対策研修実施強化期間				農業機械作業研修実施強化期間							

### その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAP の周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

# 熱中症対策研修実施強化期間

- 気温が上昇する前の初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施。
- 熱中症研修実施強化期間では、農林水産省が作成した啓発資材等を活用し、現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図る。

## 研修資材

農林水産省が作成した以下のような研修資材を活用。必要に応じて、農水省HPに掲載のその他研修資材も利用しながら、現場の現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図る。

参考：令和7年度熱中症対策研修用資材等



熱中症対策研修テキスト



熱中症対策に係るパンフレット

## 研修の留意点

### ① 热中症の危険性を周知

農林水産省が提示するコンテンツ等を活用し、30分程度の「熱中症対策」のみをテーマとした研修を実施。



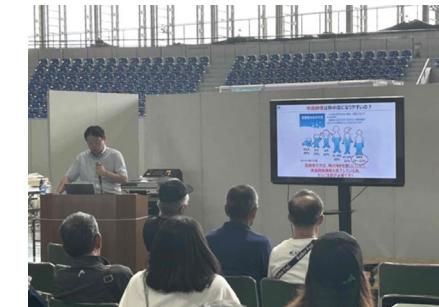
### ② 热中症対策アイテム研修の実施

令和6年度補助事業で作成された「熱中症対策アイテム」の活用方法や効果を整理した啓発資料等を用いて、アイテムの積極的な利用を働きかける研修を実施。



### ③ 同じ地区で複数回実施を推奨

より多くの人に熱中症の知識をつけてもらうため、同じ地区で研修を複数回実施することも検討。



熱中症対策をテーマとした研修風景  
(長野県の優良事例から抜粋)

# 農業機械作業研修実施強化期間

- 農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）を農作業安全研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施する（実施時期は都道府県や地域毎に変更可）。
- 「農業機械作業研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとして、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の研修を実施する。（農業機械作業安全基礎研修）

## 研修資料

全ての農家を対象とした、共通して身につけておく必要のある知識を習得するための研修であり、農林水産省が提示している研修資材等を活用した、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るもの。

参考：令和6年研修資材

**農作業安全チェック～乗用型トラクター～**

**事故事例**

①農道からの転落事故（軽傷）  
【概要】 緩い下り坂で左角のカーブを左折すと、ブレーキを踏んだところ、急旋回し水田に転落した。  
【考えられる原因】  
①ブレーキペダルが連結されていなかった  
②危険箇所の確認・目印設置ができていなかった  
軽傷で済んだ理由：シートベルトをしていたので投げ出されておらず、安全フレームを立てていたため、完全に下敷き

②ほ場作業中の転倒事故（死亡）（令和6年8月）  
【概要】 煙の跡を耕していたところ、操作を誤って進行方向左側の斜面の下敷きでトラクターの下巻きになった。  
【考えられる原因】  
①安全フレームが装備されていなかったため、トラクターの下巻き  
②煙と畝の境をしっかり把握できていなかった

**農作業安全チェック～トラクターの公道走行と免許～**

該当の番号を確認してください！

公道走行のためのフローチャート

あなたのトラクターは  
被けん引式作業機or直立式作業機を装着したとき、

幅が 1.7m  
幅が 2.5m  
最高速度が 35km/h  
最高速度が 15km/h  
最高速度が 35km/h  
最高速度が 15km/h  
最高速度が 15km/h  
幅が 2.5m  
幅が 1.7m

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

① 必要装置  
② 作業機への灯火装置等の設置  
③ 特種機運行許可の交付申請の申請（第2）  
④ 特種機運行許可の交付申請の申請  
⑤ 作業機を装着した状態での走行の確認（第3）  
⑥ 作業機を装着した状態での走行の確認（第3）  
⑦ 作業機を装着した状態での走行の確認

① 大特免許（※1）  
② 小特免許  
③ 必要装置  
④ 作業機への灯火装置等の設置  
⑤ 特種機運行許可の交付申請の申請（第2）  
⑥ 特種機運行許可の交付申請の申請  
⑦ 作業機を装着した状態での走行の確認（第3）  
⑧ 作業機を装着した状態での走行の確認

● 説明  
1. 道路運送法第30条の規定による運送をもつける場合は、日本農業機械工業会へお問い合わせください。  
2. 特種機運行許可については、運送管理者へお問い合わせください。なお、運送を行なう場合は申請は不要です。  
3. 特種機運行許可をもつてない場合は、運送管理者へお問い合わせください。（一社）日本農業機械工業会に公表されていますので、そちらへお問い合わせください。

## 研修の留意点

- ◆ 農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉え、安全意識を向上させることが重要であるため、研修で以下のような項目を意識してもらう。

① 事故事例を踏まえた説明をする

② 事故の内容とその対策をわかりやすく説明

③ 受講後に農業者が行うべき行動を具体的に説明

- ◆ 30分程度の講習を行うことを基本とし、研修の実施回数を令和6年度よりも増やすことに加え、過去の優良事例を参考に、以下の研修の充実（シン化）に取り組む。

A（伸化）：受講人数の拡大

B（深化）：集中力の向上

C（進化）：研修手法の高度化



詳細はスライド3を参照

# 農業機械作業安全基礎研修の充実

- 農業機械作業研修は、令和6年度にとりまとめた各都道府県の優良事例を参考に、以下の3つのシン化（伸化、深化、進化）に取り組むことを目標に展開。

## ◎ 研修のシン化類型

### A (伸化)：受講人数の拡大

- 研修受講人数を増やす取組

1. アンケート等を通じた研修ニーズの把握
2. オンライン研修の実践
3. このほか、研修受講人数の増加に向けた新たな改善策の実施

【例】福岡県

- ・研修後にアンケートを行い、多くの農業者が興味を示しているテーマを次年度の研修テーマに盛り込む予定。



### B (深化)：集中力の向上

- 「自分ごと」意識を向上する取組

1. 地域の事故事例、改善事例の引用
2. 品目等に応じた研修内容のカスタマイズ
3. このほか、「自分ごと」意識の向上に向けた新たな改善策の実施

【例】愛知県

- ・県内の事故発生件数と事故内容を把握。年齢、原因等ごとに分析し、研修資料として活用。



### C (進化)：研修手法の高度化

- 「講義を聴く」だけに止まらない取組

1. 対話型研修の実施
2. 農業機械を用いた実践研修の実施
3. このほか、「講義を聴くのみ」から発展させる新たな改善策の実施

【例】オホーツク農協青年部

- ・対話型研修を実践。グループで意見を出し合い、原因をあぶり出して発表。一人では気づけない危険の認知に有効。



# 未熟練農業者向け安全研修の実施

- 労働者における農作業事故の発生割合について経験期間が3年以下の者が過半を占めること等を勘案し、農作業安全に関する指導者を活用した未熟練農業者への安全研修を実施。参考に当たっては、50歳以上の未熟練農業者の事故率が高いことも念頭に参加者を募集。
- 具体的には、雇入れ時教育のために作成した労働者向けリーフレット（農作業安全を学びましょう）を活用した30分程度の研修を行うことを基本とし、講師は事業者向けのテキストなどから注意事項を伝えるよう配慮。

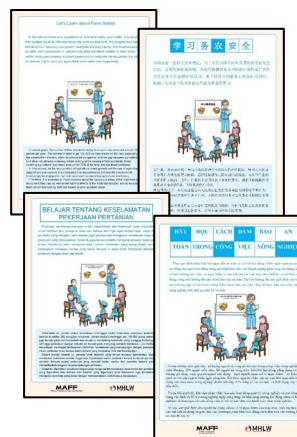
## 研修資料

### [労働者向けリーフレット]

農業の知識が少ない方にも簡単に理解してもらえるよう作成された資料であり、機械作業や高所作業等、項目ごとに安全に農作業を実施するために必要となる事項が整理されている。



### ▼英語版、簡体字版、ベトナム語版、インドネシア語版も公開



講師用テキストとしては [事業者向けテキスト] を活用することとしている。

事業者向け 農作業安全を学びましょう

労働安全衛生関係法令では、労働者が從事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱う機械設備や材料の危険性や有害性を知らせるほか、労働者の健康などを教訓しなければならないとしています。本チラシは、よくある労働事例を紹介しつつ、農作業を安全で衛生的に行なうために最初に身につけるべき事項をまとめたものです。

1 使用する機械・設備の危険箇所を確認しましょう

機械の危険性、設備の危険性、工具の危険性、作業の危険性、作業環境の危険性などは、被災する原因になります。これらは、機械の構造や仕組みによって異なります。機械の構造や仕組みによっては、危険箇所が複数あります。そのため、機械の構造や仕組みを理解する必要があります。機械の構造や仕組みを理解するためには、機械の構造図や仕組み図などを参考して、実際に機械を見たり触ったりして、機械の動作を確認する必要があります。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の危険性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

農林水産省 厚生労働省

### 研修をする上での注意事項

# 農作業安全に関する指導者の育成と活用

- 令和7年度においても、引き続き農林水産研修所つくば館における育成研修を通じて「農作業安全に関する指導者」の育成を図るとともに、指導者を活用した研修の実施を推進。
- 指導者を活用した研修の更なる拡大に向け、令和7年度は、とりまとめ機関（都道府県等）では「指導者リスト」の随時更新と研修開催者への随時共有、研修開催者では研修開催予定の随時更新ととりまとめ機関への随時報告を徹底。
- また、研修の充実に向け、とりまとめ機関及び研修開催者は地域の事故情報等を指導者に共有する取組を推進。

## 指導者の育成

農林水産研修所つくば館において、令和7年度も7回の「農作業安全に関する指導者育成研修」を実施予定。

具体的な日程や研修内容については、以下農林水産研修所つくば館webページにて公表。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/kensyu/ken.html>

### 「農作業安全に関する指導者育成研修」 実施スケジュール

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
5月 26日	6月 27日	7月 25日	8月 25日	10月 20日	11月 17日	12月 4日

また、指導者の更なるスキルアップを目的とした「対話型研修実施手法習得コース」を6月20日と12月12日に実施。

## 研修と指導者とのマッチングの加速化

### 【とりまとめ機関（都道府県等）】

指導者リストを随時更新し、研修開催者ヘリストを随時共有

### 【研修開催者】

研修開催予定を随時更新し、とりまとめ機関への随時共有

※とりまとめ機関では、マッチングできていない研修があれば、適宜、研修実施機関に助言。

## 研修の充実に向けた関係機関の支援

とりまとめ機関及び研修開催者では、研修の充実（B（深化）：集中力の向上）に向け、地域の事故情報やその分析結果を指導者と共有する取組を推進。

とりまとめ機関

研修開催者

地域内の事故情報等を共有

指導者

研修の充実

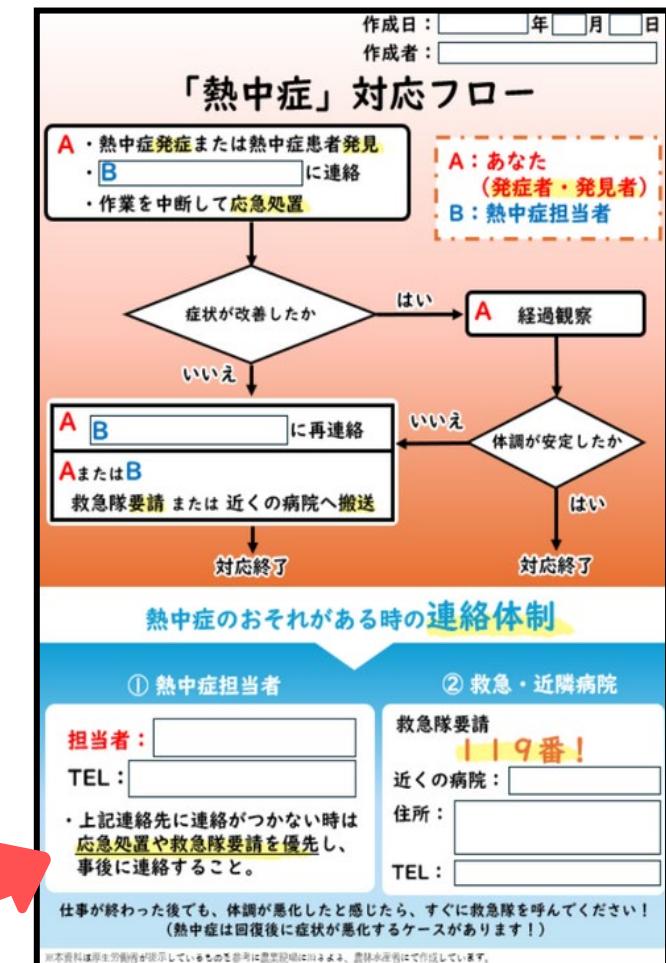
# 労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策の義務付け。
- 事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

## 労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
  - ✓ 早期発見のための体制整備
  - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



# 農作業安全検討会について

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、令和3年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、農業機械の安全対策等を検討。
- 同年5月には、検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」としてとりまとめ。

## 開催要領

### 農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月  
令和7年6月改訂  
農林水産省

#### 1 趣旨

農業においては、近年250件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を召集した「農作業安全検討会」において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

#### 2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

#### 3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

#### 4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

## 委員所属

全国農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会

農業者

農業ジャーナリスト

(独) 労働安全衛生総合研究所

(一社) 日本農村医学会

(一社) 労働安全衛生コンサルタント会

(一社) 日本農業機械工業会

(一社) 日本農業機械化協会

(公社) 日本農業法人協会

全国農業機械商業組合連合会

東京農業大学

(国研) 農研機構農業機械研究部門

(オブザーバー)

厚生労働省 労働基準局 安全課

経済産業省 製造産業局 産業機械課

国土交通省 物流・自動車局 車両基準・国際課

警察庁 交通局 交通企画課

# 農作業安全検討会中間とりまとめ一概要一

令和3年5月14日  
農作業安全検討会

農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

## 農作業環境の安全対策の強化

### 【農業機械の安全対策の強化】

① 海外や他分野で装備されている安全装置等が、我が国では未装備  
→ 農作業死亡事故の要因となっている可能性

・ 海外や他分野の現状等を踏まえ、逐次、安全装置の装備化等を進める必要  
→ まずは、以下の装備化等の検討を開始  
・ シートベルト非着用時の警告装置  
・ シートスイッチ(離席時に作業機への動力伝達を遮断する装置)

② 安全性検査※の受検が一部の機種に偏重  
→ 農業者が安全基準を満たす型式を容易に選択できない状態  
  
※農研機構が運用する任意の制度

・ 安全性検査の仕組みを見直し、受検率の向上を図る必要  
→ 以下の見直しの検討を開始  
・ 書類審査への移行  
・ 検査手数料の低減  
・ 検査合格機について保険料の割引の働きかけ 等

③ 法令※で定められた規制への農業分野における対応が十分ではない  
・ トラクター等が、他分野と異なり、法令※の規制対象機械となっていないものがある  
  
※労働安全衛生法令、道路運送車両法令

・ 既に法令で規制されている取組の徹底に向けた指導の強化等が必要  
(例) フォークリフトの定期自主検査、トラクターの灯火器類の設置  
・ 事故分析結果等を踏まえ、必要に応じてトラクター等の規制上の取り扱いについて、法所管省への確認が必要

### 【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

④ 農地や農道、農業施設等の安全対策の強化が重要

・ 農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底、優良事例の積極的な情報提供が必要

## 農業者の安全意識の向上

### 【研修体制の強化】

⑤ 家族経営が多く労務管理が困難  
・ 農業者は農作業事故を「自分ごと」として捉えていない

・ 事故が経営に及ぼす影響を、事例を通じて実感できるような研修※が有効  
※ 自動車運転免許証の更新時講習などが参考  
・ 研修受講を補助金の受給要件(クロスコンプライアンス)化する必要

### 【現場の取組の活性化】

⑥ G A Pなどの具体的な取組に向けて、農業者等の機運の醸成が不可欠

・ 県段階、地域段階における農作業安全推進協議会等の設置促進が必要  
・ 積極的な取組の表彰等を通じて、安全対策の印象を前向きなものに変えていく必要

# 安全性検査制度の見直し

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、農業機械安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさの向上と共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

## ＜対象機種＞

農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

## ＜新たな安全性検査基準の主な強化点＞

- 乗用型トラクター
  - ・ シートベルトリマインダー（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
  - ・ 作用部のインターロック機能（車両が停止している際の離席によりPTO軸の駆動が停止）
- 自脱型コンバイン、乗用型田植機
  - ・ 作用部のインターロック機能 ※2027年度から正式に基準化



シートベルトリマインダー警告イメージ

出典：井関農機(株)農作業安全対策全国推進会議資料

## ＜受検状況＞

新たな安全性検査制度の下、初めて2機種39型式が合格し、農研機構より公表されました。（令和7年7月29日）

※トラクター：35型式、コンバイン（自脱型）：4型式

### 合格機の例



出典：(株)クボタ、井関農機(株)、ヤンマー・アグリ(株)各社より提供

## ＜今後の予定＞

スピードスプレイヤー、農用運搬車及び農用高所作業機といった重大事故の多い機種を対象機種に追加するよう、製品の安全性能アセスメントを基にした検査基準の検討・策定に取り組む。（令和9～11年度の運用開始を目指す）

# 補助事業における安全性検査の要件化（農作業環境の安全対策の強化）

- 令和7年4月より新たな安全性検査制度の運用が開始したところであり、農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していく必要があることから、国から補助金等の交付を受けて行う事業等で機械の導入・選定を行う場合には、安全性検査に合格したものの中から選定することを要件化。

## 補助事業等の要件化

対象機械

安全性検査の対象になっている

- ・ 農用トラクター（乗用型／歩行型）
- ・ 田植機
- ・ コンバイン（自脱型）
- ・ 乾燥機（穀物用循環型）

かつ

令和7年度以降新たに発売される型式の農機

国の補助金等を活用し導入する場合は  
**安全性検査に合格したものの中から選定**



安全性検査合格証票

### 関連情報

【農研機構 農業機械研究部門】安全性検査について

<https://www.naro.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html>

※安全性検査合格機一覧もここから。

【農林水産省】農作業安全関係通知

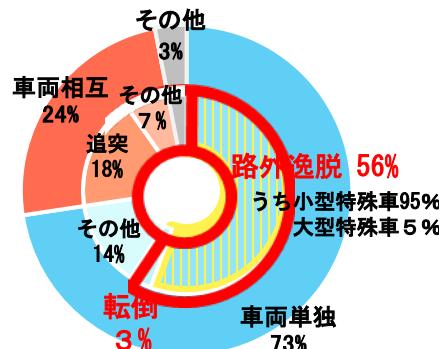
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/tuti.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/tuti.html)

『安全性』も農業機械選定の  
検討項目に！

# 農耕トラクタへの座席ベルト義務付け

- 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、農作業安全検討会において座席ベルトの義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（令和7年3月14日開催）において、農耕トラクタへの座席ベルトの義務化を提案。
- 今後、座席ベルトの着用義務化に向けた周知について、関係団体との連携を図ることとしている。

農耕作業用特殊車における死亡事故類型別割合



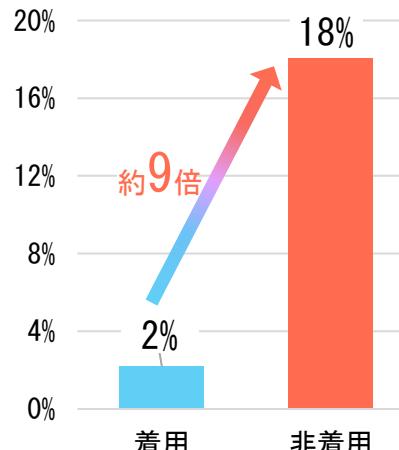
(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析  
(平成23年～令和2年、1当2当合計)

道路走行中の機体の転倒・転落による死亡事故  
平成23年～令和2年合計件数

	転倒・転落
乗用型トラクター	248(66%)
歩行型トラクター	20(5%)
農用運搬車	48(13%)
自脱型コンバイン	22(6%)
動力防除機	5(1%)
その他	34(9%)
合計	377

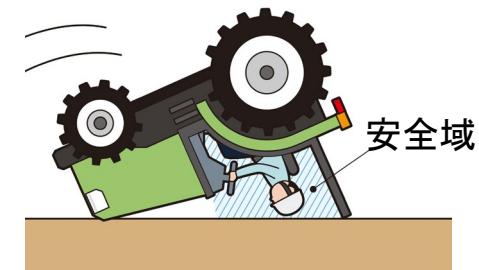
農作業死亡事故調査（厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を利用し、農林水産省が独自集計した結果を基に作成）

農耕作業用特殊車における事故時の  
座席ベルト着用状況別致死率



(公財)交通事故総合分析センターのデータより  
農林水産省分析  
(平成23年～令和2年、1当2当合計)

安全キャブ・フレームと座席ベルトで安全域にとどまることが可能



座席ベルト着用は、農耕作業用特殊車の死亡事故率低下に有効



乗用型トラクタでの道路走行時、座席ベルト着用を義務化

<道路運送車両の保安基準改正>

公布：令和7年6月、適用日：令和9年1月1日

適用日以降に製造された乗用型トラクタで道路走行する場合に取締り対象となります。対象トラクタには、座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。